

物 件 調 書

物件番号 12

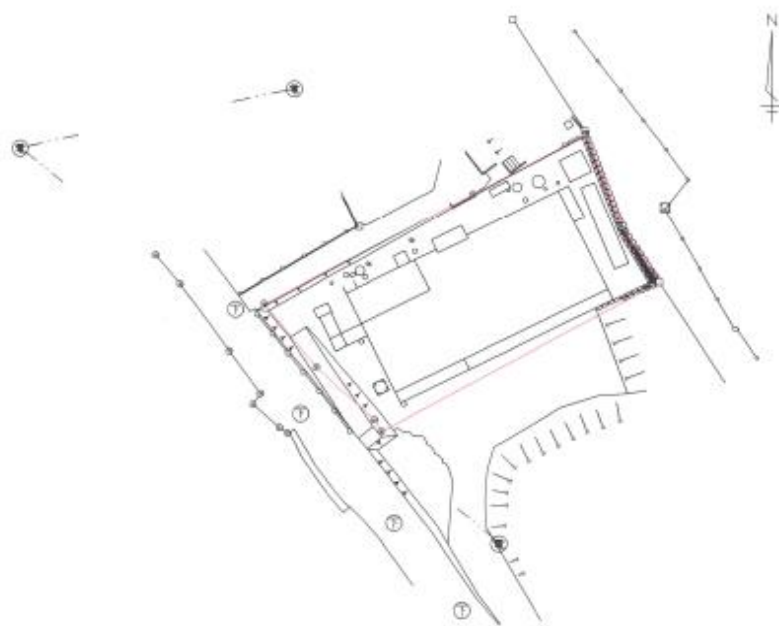
独身寮(建物付)

所在地	飯田市大門町3738番12						
住居表示	-						
土地	実測面積	360.64	m <sup>2</sup>	(約 109 坪)	地 目	宅 地	
	公簿面積	360.64	m <sup>2</sup>	(約 109 坪)			
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし	
		権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	寄宿舍 昭和40年11月築 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階161.66m <sup>2</sup> 2階147.14m <sup>2</sup> 和室6帖×11、厨房、食堂(娛樂室)、浴室、トイレ×2、洗面所×2 など					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし
	付属建物等	物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建×2(3.24m <sup>2</sup> 、8.40m <sup>2</sup> )					
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域(非線引き)			指定建ぺい率	60 %	
	用途地域	第1種住居地域			指定容積率	200 %	
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)				該当なし		
	特別用途・その他の地域地区				指定なし		
	防火・準防火地域				準防火地域		
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)				周知の埋蔵文化財包蔵地の指定あり(東野宮の前遺跡)		
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)				指定なし		
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)				該当なし		
	洪水ハザードマップ				該当あり		
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	北東側	舗装 市道飯田44号線		3.2~6.4m	要	13.42m	1.9m~2.9m低い
	南西側	舗装 市道飯田469号線		3.2~3.4m	要	13.96m	2.5~2.9m高い
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	-			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査		-			
建物の耐震診断	調査	未調査		-			
建物状況調査	調査	未調査		-			
現況及び従前の利用状況	現況	寄宿舍1棟 物置2棟					
	従前	職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況					
	電気	中部電力(株)		引込可			
	上水道	公営水道(飯田市)		権利φ25mm	メーターあり		
				引込管径不明			
	ガス	プロパンガス					
下水道	公共下水道(飯田市)		負担金	清算済			
			公共枅	設置済			
交通機関	鉄道	JR 飯田線	桜町駅	西 方へ	約 0.2	km	
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	飯田市役所		南西 方へ	約 1.2	km	
	小学校	浜井場 小学校		南 方へ	約 0.5	km	
	中学校	高陵 中学校		東 方へ	約 1.1	km	
参照事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要な場合があります。詳しくは、飯田市都市建設部地域計画課へお問い合わせ下さい。						
	売却地に帰属しているコンクリート製進入路が隣接地(3738-1、3738-20、37389-21)に越境しています。3738-1所有者とは越境物に関する確認書を締結しています。(3738-20及び3738-21は飯田市)						
	隣接地(3738-14)に帰属している排水パイプが売却地に越境しています。3738-14所有者と越境物に関する確認書を締結しています。						
	敷地の北東側に野底川が流れており、河川区域から18m以内の土地は河川保全区域に指定されており、概ね売却地の東側半分程度が指定されています。河川保全区域内で建築等を行う場合は許可が必要となる場合があります。詳しくは、長野県飯田建設事務所維持管理課へお問い合わせください。						
	隣接地(3738-1)は、売却地が寮として使用されていた時に敷地を借りて、駐車場・進入路等として利用していましたが、現在は使用することはできません。そのため、現状売却地単体では車両の乗り入れはできません。						
	売却地の西側のごく一部が周知の埋蔵文化財の包蔵地に指定されている可能性があります。建築工事等を行おうとする場合は、文化財保護法に基づく届出を、工事着工の60日前までに行うことが必要です。詳しくは飯田市教育委員会文化財保護活用課へお問合せください。						
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。							
売却物件は、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任の上で行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って物件に不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことを承知してください。							

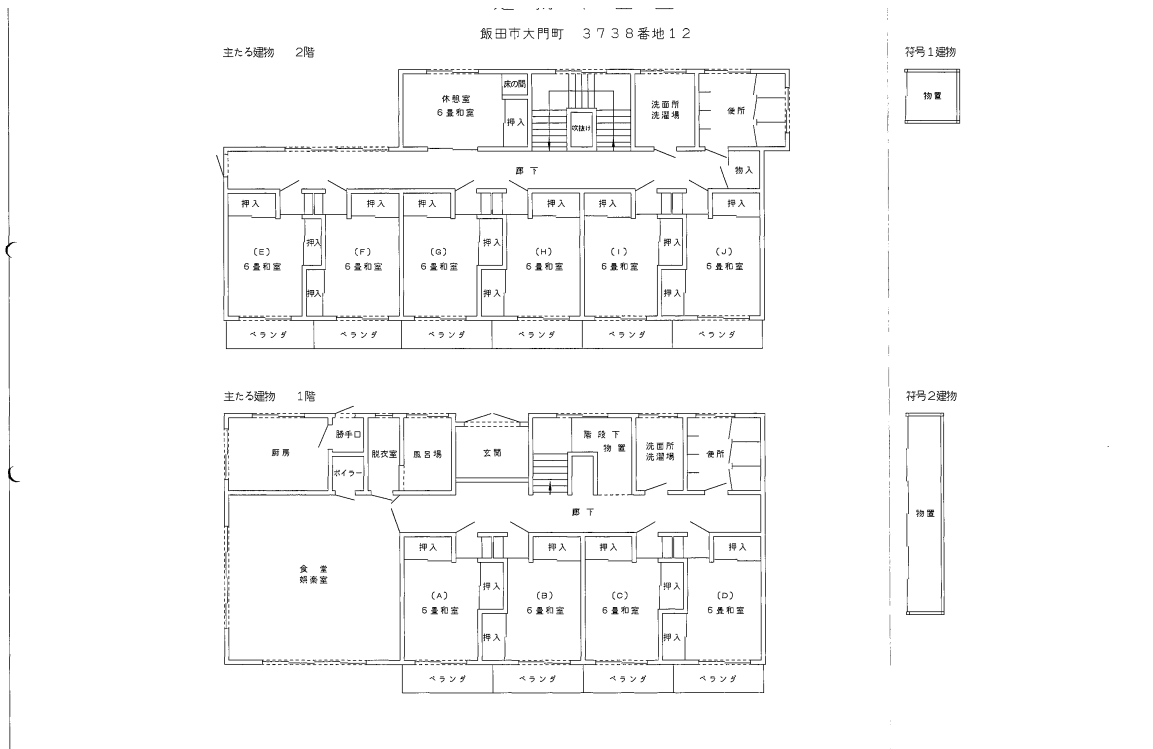
案 内 図



明 細 図



建 物 平 面 図



\* 現況と図面が異なる場合は現況優先とします

物件写真

